

税制調査会（第3回総会）議事録

日 時：令和6年6月4日（火）14時30分～16時46分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○翁会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りしているとおりにとなります。オンラインで御出席の方につきましても接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中で通信等に支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。

なお、プレスの方々には別室にて当会議の様子を御覧いただくこととしております。また、インターネットでの中継も行っておりますので、お含みおきいただければと思います。

それでは、ここで、カメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○翁会長

それでは、議事に入りたいと思います。

前回の総会におきましては、委員の皆様から様々な御意見を拝聴いたしました。簡単に振り返ると、比較的多く挙げられた御意見としては、客観的で公平なデータに基づいて議論することの重要性や、EBPMの観点から各種租税特別措置などの税制の効果を検証する必要性についての御意見、働き方やライフコースが多様化する中で、それらの選択により中立的な税制にしていくべきではないかといった意見。例えば労働市場の流動化や高齢者の働き方の変化などを踏まえた年金や退職金に係る課税の在り方や、配偶者控除をはじめとする所得税の各種控除について客観的な数字やエビデンスを丁寧に示しながら、より人々の選択に中立的な税制としていくべきといった御意見、納税環境の整備は引き続き重要であるといった御意見、経済社会のデジタル化の進展も踏まえた税務手続の簡便化などに関する御意見などがございました。これらの点は、前回申し上げた公正で活力ある社会の実現にとって大事な点だと考えております。

そこで本日は、まず、政府全体での取組も進められているEBPMについて、昨年の政府税調答申にも記載されている成長志向の法人税改革の振り返りや租税特別措置について、事務局から御紹介いただければと考えております。

その説明に引き続き、活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築を考える上での課題等について、制度の概要などを交えながら、事務局から御紹介いただければと思います。

その後、デジタル化が進む経済社会における税務・税制のデジタル化の取組や税に対する公平感を確保するための納税環境の整備、税務行政のDXなどについて、事務局から御紹介いただければと思います。

委員の皆様から、事務局からの説明の後に御意見を頂戴できればと思います。

それでは、最初に、成長志向の法人税改革の振り返りとEBPMの推進について、主税局税制第三課の河本課長、よろしくお願いたします。

○河本主税局税制第三課長

まず、2ページとして表示されております、昨年6月に政府税制調査会で取りまとめいただきました中期答申「わが国税制の現状と課題」ですが、この中に法人課税に関する課題についてまとめられています。

下線部分を御覧いただきますと「成長志向の法人税改革」などのこれまでの対応が期待された成果につながったものであったのかについて、今後、客観的・実証的な検証が求められるとされています。

また、租税特別措置については、下の下線部分ですが、公平・中立・簡素といった租税原則の例外として位置づけられておりました、だからこそ、その必要性や有効性についてエビデンスベースの政策立案という観点も踏まえた不断の効果検証と真に必要なものへの限定が重要であるということが書かれています。こうした2つの税の体制から提示されている課題について、まずは成長志向の法人税改革の振り返りです。

4ページ目ですが、この図の中には赤い線が法人税率で、黄色い棒グラフが税収の推移です。御覧いただきますと、昭和59年の税制改正で1.3%引き上げて以来、40年間、税率は下げ続けておりました、平成27年度改正からさらに税率は下がりました、現在、国税では23.2%というようになっています。

昨年末の党税調での議論を少し御紹介すると、昨年末時点で分かっていた令和5年度税収が14.7兆円、これは遡りますと2007年度、ちょうどリーマン・ショック1年前の税収まで回復してきたという状態ですが、一方で、当時と比べますと企業全体の所得金額は1.3倍、経常利益は1.6倍となっており、現在、過去最高を記録しているという状況です。企業の経常利益は1.6倍ですが、税収が同じということで法人税の税収力という意味では法人税の税収力は低下しているのではないかとということが示唆されているといった御意見がございました。

平成27年度からのいわゆる成長志向の法人税改革でも法人税率の引下げを行いましたのでそうした影響もあるかと思いますが、平成27年度から始まるこの改革では、法人税率を引き下げることによって国内投資の活性化ですとか賃金水準の引上げに結びつく効果が期待されておりました。また、法人税負担を軽くすることによりまして、立地競争力あるいは我が国企業の競争力強化といった面も指摘されておりました。

次のページは日本企業の投資動向と平均賃金ですが、法人税改革の始まる前と比べますと、長引くデフレ下でのコストカット経済の影響もありまして、海外M&Aは増加

している一方で、国内設備投資はマイナス、平均賃金は他の先進国と比べますとほぼ横ばいといった結果となっております。一方で、海外設備投資が増加していることから分かりますとおり、この間、日本企業の海外生産が加速しておりまして、立地競争力という面からの効果についても検証が必要と思っております。

6 ページですが、その結果、内部留保が増加という傾向が見られております。成長志向の法人税改革を行った2015年からですと1.5倍の内部留保となっております、現在、555兆円とほぼ名目GDPと同額が内部留保となっております。このうち海外M&Aなどに向かっているものももちろんあると思いますが、そうではない現預金等だけでも312兆円という規模になっているというような現状です。

7 ページ目ですが、これを企業の規模別に見てみますと、資本金10億円超の超大企業から1億円未満の中小企業までどの規模でも内部留保は増えておりまして、特に超大企業と中小企業ではリーマン・ショック後に約2倍の規模になってございます。

右のグラフは現預金ですが、コロナ後に中小企業の現預金が急速に増加しているということが分かります。コロナ後に中小企業の現預金、これは当時に行われたゼロゼロ融資をはじめとした様々な支援策によりまして得た現金が特に投資先がないままに置かれている状態なのではないかというように示唆されております。

8 ページ目、改めて日本の法人実効税率と諸外国の比較になります。こうして見ますと、国・地方を合わせた法人実効税率、他の先進国に比べまして決して低いほうではありません。ただ、留意しなければいけないものが、これはいわゆる実質的な税負担が所得の何%かというものを示すものではありません。法人の場合の実効税率と我々が呼んでいるものは、あくまで国税の表面税率と地方税の表面税率を一定の仮定の下に構成した言わば実質的な表面税率を表しているものです。本当の税負担、すなわち租税特別措置ですとか繰越欠損金という影響を加味しまして、その結果、日本の法人が一体所得の何%の負担を負っているのかということについては、これも諸外国のデータと併せてデータベースの検証が求められるかと思っております。

9 ページ目です。昨年末に決定した与党の税制改正大綱の中の記述ですが、法人税率に関するもう一つの論点としまして、リーマン・ショック後に各国が財源確保策を模索する中で近年、OECD/G20のBEPSの枠組みの中で、法人税率のミニマム課税を導入する「第2の柱」の取組が進みまして、リーマン前まで見られていた法人税率の引下げ競争について一定の歯止めがかかるようになったという認識が盛り込まれております。

以上が法人税率に係る主な論点ですが、もう一つ、法人税に関しましては多くの租税特別措置に係る課題もあります。

10 ページ目ですが、税収を伴う法人に係る租税特別措置について、毎年国会に報告をいたしているものでございます。集計した結果、全部で81措置ありまして、全法人数約290万社のうち約146万社が何らかの措置を利用しているという結果です。全体の

減収額は一番下の欄外に太字で書いていますが、2兆3000億円というものが全体の減収額に相当いたします。そのうち、適用額では中小法人の軽減税率、所得800万以下の部分について19%となっているものが、さらに平成21年度、リーマン・ショックを契機とした経済対策の一環として時限的にさらに15%まで引き下がっているというものがこの一番上にあります。

次に、減収額試算という列を見ますと、最大の減収をもたらす租特というのは研究開発税制であり、7636億円というようになっています。次は賃上げ促進税制となりまして5150億円になっています。これはあくまで令和4年度の数字であり、賃上げ促進税制に関しましては後ほど御説明いたしますとおり、令和6年度改正でかなり拡充を行っております。単純にこれを財務省のほうで推計いたしますと、今後、平年度では減収額1.3兆円という巨額の租特になっております。だからこそ、本当にこの措置が事後的なメリットではなく、企業側の賃上げのインセンティブを与えるものとなっているのかについて、しっかりとその機能を検証していく、継続的にチェックしていく必要があるのかと思っております。こうした租税特別措置に関連しまして、次のページからはEBPMの推進について触れさせていただきます。

12ページになりますが、昨年6月の中期答申におきまして、租税原則と租税特別措置の関係が整理されております。すなわち、繰り返しになりますが、租税特別措置、基本的には公平・中立・簡素という租税原則に反すること、それがゆえに本当に効率的かつ効果的な政策手段になっているかどうかについて、Evidence-based Policy Makingの考えに基づきまして客観的なデータに基づく分析・検証が求められるというようにされております。

こうした中期答申の記述や、過去に国会においても税法の附帯決議で税制のEBPMの必要性が指摘されておりました。そういったことから、昨年、主税局税制三課の中に、法人税のEBPMに関する勉強会を設置いたしました。租税特別措置の効果検証に関する論文を公表されている先生方あるいはマクロ経済データの計量分析に造詣の深い先生方にお集まりいただきまして、改正が予定されておりました賃上げ促進税制の効果検証について、まずは御助言いただきました。次のページからこの勉強会での成果について御説明させていただきます。

14ページ、税務データを利用した実態把握がこのページにあります。左側の円グラフを見ると、賃上げ促進税制の税額控除が使えるハードルとなっている賃上げ率について、大企業3%、中小企業であれば1.5%となっておりまして、さらに上乗せ措置としての追加の税額控除が使えるハードルがそれぞれ4%、2.5%というようになっています。

この円グラフを見ていただきますと、賃上げをした企業のうち、大企業で83%、中小企業で92%が上乗せのハードルまではクリアしている。そして、3%、4%という、そもそものハードルが低過ぎた、あるいは1%の階段が優し過ぎた可能性が示唆され

ているということかと思えます。

右側、今度は教育訓練費です。利用状況を調べたところ、大企業の前年比20%以上、中小企業で10%以上、教育訓練費を増やしていた場合に使えるというこの制度があまり使われていなかったという実態がございました。大法人だと28%ぐらい、中小法人でも10%未満という極めて低調でございまして、今度は逆にハードルが高過ぎたのではないかというようなことが示唆されていると思えます。

一方、下の円グラフは何かといいますと、教育訓練費の上乗せ措置を使っている中小企業のうち、4分の1が前年度0円から増加させているという実態がありました。これは制度上、0円から1円増やしても適用されるというようになっておりまして、例えば費目の見直しなどによって安易に上乗せ措置が使えているのではないかというような実態が示唆されております。

次のページですが、今度は左側ですが、これは法人企業統計を利用したヒストグラム分析です。これは横軸に賃上げ率、縦軸に企業数を置きましてその分布状況を見ることで、例えば3%、4%といった適用のハードルの前後で分布の偏り、いわゆるバンチングが見られるかどうか、見られる場合には税制によって一定の企業行動の変化が起こった可能性があるというようなことが示唆されるというものです。

御覧いただきますと、左側の大法人の場合、ちょうど3%前後で少しこのバンチングは見られるものの、4%あるいは中小企業の1.5%、2.5%の辺りではほとんどこの分布のバンチングが見られないというようなことで、インセンティブ効果としては弱かった可能性があることが示唆されております。

右側、今度は計量分析です。これは被説明変数に賃金上昇率を置きまして、説明変数に賃上げ促進税制があるかないかという期間、それから、物価上昇率、失業率、生産性などを置きまして、何が賃金上昇率に大きく影響しているのかということ調べたものです。賃上げ促進税制に関しましては係数0.23というプラスの効果がございまして、t値がやはり2以上でなければなかなか相関関係が有意ではないということですので、統計的に有意な結果は得られなかったということです。いずれにしましても、計量分析に関しましては必要なデータの整備、蓄積や分析手法にさらなる改良が必要でありまして、今後の課題と思っております。

こうしたEBPMの勉強会での成果というのは報告書という形ではなく、今御説明させていただきました資料の形で与党の税制調査会に報告いたしました。それを踏まえまして、年末の党税調で議論が行われまして、結果は16ページにありますように、大企業に関しては5%、7%という、より高い賃上げのハードル、インセンティブ付けをすることにしております。さらに、この5%、7%の間に2%の階段を設けました。また、調査結果を踏まえまして、教育訓練費に関しては財務省から申し入れて上乗せ要件の緩和を行っております。また、下の注の2つ目の※印になりますが、教育訓練費の0円からの増加ということを防ぐ改正もいたしております。

こうした結果を踏まえまして、17ページ、与党の税制改正大綱の記述です。こうしたEBPMの取組を従来のような要望省庁任せではなくて税制当局においても不断に取り組んでいくことが重要というようにされております。また、今後もこの取組をさらに発展させるとともに、与党税制調査会においては、その状況を毎年確認し、加速させるというようになっております。今後、法人税に限らず、改正時期を迎える租税特別措置全般について、政府としてもEBPMの観点から検証することが求められているというように考えております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

続いて、活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築について、主税局税制第一課の坂本課長、よろしく願いいたします。

○坂本主税局税制第一課長

「説明資料〔活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築〕」という資料に沿って御説明いたします。

まず1ページめくっていただいて2ページですが、これは与党の令和6年度税制改正大綱であります。長寿社会に向けた税制についての課題が示されているところですので、御紹介いたします。

一番上のところですが、働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなるといった問題意識があります。

その下ですが、例えば退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付の在り方に中立的ではないといった指摘がある。

あるいは退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると1年当たりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

また線のところに行きますが、私的年金や退職給付の在り方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められるとしておりまして、令和6年の公的年金の財政検証に合わせて、これはこの夏頃に行われるというように聞いておりますが、その財政検証に合わせて、線のところに行きますと、具体的な案の検討を進めていくというようにされておるところです。

また、その下のところですが、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税の在り方を総合的に検討するといった考え方が示されております。

次の3ページは前回の会議でも御紹介した資料です。左上のグラフを見ていただきますと、日本の勤続年数、特に男性が、欧米と比べると勤続年数は長いという水準にあります。左下のグラフにありますように、その平均的な勤続年数はここ20年間ぐらいで低下しているという傾向にあります。

4ページ、退職所得に対する現行税制における課税方針であります。一番上のところですが、収入金額から退職所得控除額を引くということで、退職所得控除額のところに吹き出しにおいて、勤続年数20年までは1年につき40万円、勤続年数20年を超える20年超は1年につき70万円というように差がついておりまして、それを引いた金額に2分の1を掛けることで所得を半分にいたしまして2分1課税というように申しませんが、この2分の1課税をしたものが退職所得の金額ということになって、それに2つ目にありますように税率、累進課税の累進税率がかかるということになります。

一例ですが、勤続年数30年で退職一時金が2000万円の場合、退職所得控除を引き、それに2分の1の課税をするということで、最終的に所得税額は15.3万円ということで、退職一時金2000万に対して所得税額は15.3万円といった数字になっているということです。

それから、一番下の注において、会社を辞めたときの退職金ということでこの課税方式が使われるのですが、併せまして確定給付企業年金制度あるいは確定拠出年金制度などに基づいて退職一時金等が支払われる場合、年金としてではなく退職一時金を選択して一時金として支払われる場合は退職手当とみなしまして退職所得として課税することとされている、これが現行の制度です。

続きまして、5ページです。モデルの退職金について、もちろん退職金の金額は会社などによって違うため、その平均的なものをモデル退職金として用いて図示しておりますが、退職金の支給額が黄色いところでありまして、一方で、退職所得控除の額がグレーのところでもありますので、黄色とグレーの差額、具体的には黒いところの半分が課税対象となります。したがって、15年ぐらいまでは控除の枠を使い切っておらず、勤続20年から上ぐらいのところは課税がされているというのが現状ということでもあります。

続きまして、6ページです。確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態についての資料であります。確定給付企業年金、いわゆるDBで、一時金で受給する、受け取るか、年金で受け取るかを選択できるということですが、一時金で受け取るのが68%であります。確定拠出年金の場合には企業型と個人型がありますが、両方とも約9割が一時金として受け取るという方が多いということでもあります。その理由は、厚生労働省の資料でございますが、上の2つ目の丸のところ、様々な理由がありますが、その中の一つとして、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあることなど様々な要因があると指摘されております。

7ページは、公的年金等控除につきましての概要の資料でございます。国民年金や

厚生年金のほかに厚生年金基金あるいは確定給付型の年金、確定拠出型の年金につきましても公的年金として受け取る場合には公的年金等控除が適用されるということになります。65歳以上になりますと最低保障が110万円。そこから年金収入が1000万円になるまで控除額が上がっていきまして、最大で195万5000円まで増加するといった制度になっております。

8 ページですが、企業年金や個人年金のいわゆる個人型確定拠出年金（iDeCo）についての拠出額、ピンクの色でお示ししたものであります。企業年金・個人年金の拠出限度額でございますが、右側を見ますと企業型のDC、確定拠出年金が5万5000円、それから、確定給付年金につきましては拠出限度額がないということでありまして、iDeCo、個人型確定拠出年金の拠出限度額につきましては、この企業型年金と両方とも使っておられる方につきましては限度額が月額2万円ということになります。企業型の年金を持っていらっしゃらない真ん中より左側の方につきましては月額2万3000円ということになっております。一番左側、自営業者等（第1号被保険者）につきましては、国民年金基金との合算で6万8000円、こういった制度になっております。

制度の御紹介として御説明させていただきましたが、その後ろの参考資料において所得税の様々な各種控除について参考資料を載せておりますので、必要に応じて御参照いただければ幸いです。

私からの説明は以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

引き続きまして、経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備について、主税局税制第一課の竹内企画官、国税庁企画課の菅課長、自治税務局の尾崎電子化推進室長、よろしく願いいたします。

○竹内主税局税制第一課企画官

経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備について御説明いたします。

まず、経済社会のデジタル化と行政についてです。3ページから6ページまでは第2回総会の資料の再掲です。デジタル化による変化を幾つかの切り口で示してございます。

7ページを御覧ください。デジタル化については、デジタイゼーション、デジタルイゼーション、デジタル・トランスフォーメーションという3つの概念があるとされております。

8ページです。このうち、デジタル・トランスフォーメーションの主な特性について、OECDの報告書においては物理的拠点を伴わない、範囲の経済、スピード等の7つが示されております。

9ページはデジタル社会の実現に向けた政府全体としての施策をまとめたものです。10ページ以降は税務・税制のデジタル化の取組についてです。

11ページは税務行政の方向性についてOECDの報告書を3つ取り上げております。一番上の2012年の報告書では、従来の事後チェック型の行政に加えて、最初から正しくといった考え方が示されています。中段の2014年の報告書では、商取引の記録から記帳、税務会計までをデジタル化するといった考え方が示され、2020年の報告書でも納税者の日常の業務に税務が組み込まれることによって、負担感なく正確な納税が可能になるといった考え方が示されております。

12ページは事業者の記帳等に係る足元の状況です。左側の表は個人、法人の記帳の状況です。右側は請求書等や帳簿についてソフトウェアを使って作成しているのか、手書きで作成しているのかといった状況を示しております。

13ページです。従前、クラウド会計ソフトの普及によって正規の簿記に対応しやすい環境が整ってきているといった議論をされてきておりますが、会計ソフトだけでなく、販売管理や経費精算などの関連業務もデジタルツールが普及・発展してきています。また、デジタル化によって事業者は事務負担を軽減できるほか、顧客ニーズの把握等による経営効率化などの効果も期待できるといった指摘がございます。

14ページは近年、制度改正してきた電子帳簿等保存制度の御紹介です。生産性の向上やテレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、見直しが行われてきました。

15ページです。電子帳簿等保存制度は中段の図にありますように赤枠で囲ったピンク色の部分、すなわち、事業者内の処理かつ保存に着目した制度でございますが、長期的な方向性としては下段の図にありますように、取引や決済からデータ・トゥ・データで行われるといったことを目指すという考えがございます。

以上が手続関係のデジタル化でございますが、16ページから18ページは経済社会のデジタル化に関連する課税方式等の例です。

16ページは国際課税に関し、市場国への新たな課税権の配分。

17ページは消費税に関しB to B取引について納税義務を売手から買手に転換するリバースチャージ方式の導入、B to C取引についてプラットフォーム課税の導入を挙げています。

18ページはプラットフォーム課税の詳細です。

19ページ以降は税に対する公平感を大きく損なう行為への対応です。

20ページはFX取引や暗号資産取引など取引の多様化が進展する中で、高額の所得を得ていながら無申告である事例等が把握されています。こうした中、罰則や加算税の加重措置などが講じられてきております。

21ページは中期的な対応を要するとされた課題です。先ほど加算税の加重措置と申しましたが、これは税務調査を経て課税処分を行う段階で効力を生じるというものですが、税務調査自体を拒否する事例や、調査に入っても資料の提出を拒否する事例などがございます。

23ページは徴収手続関係です。国際的な徴収回避行為や不正行為を伴う滞納事案への対応などが課題となっておりまして、財産調査の手続や罰則、第二次納税義務に関する見直しが行われてきております。

説明は以上です。

○中村主税局審議官

国税庁の説明に移る前に一言だけ補足させていただきます。

ただいま説明させていただいたもののうち、19ページ以降の納税環境整備については前回、佐藤特別委員や岡村特別委員などからあり、適正・公平な課税の観点から引き続きこの審議会でぜひ御議論いただきたい事項でございますが、今回、特にデジタル化について焦点を当てて御説明しましたのは、やはりデジタル化がより深く我々の経済社会に影響を及ぼしているのではないかと考えてのことです。

もとよりデジタル化の中で税務手続のデジタル化について、今回の説明でも触れており、国・地方問わず政府としても着実に進めてきているところで、この審議会でもこれまで御議論いただきましたし、引き続き重要なアジェンダだというように考えております。この税務手続のデジタル化は言わばデジタルを手段といたしまして税務手続の効率化・迅速化を図ろうというものでございますが、他方、デジタル化の波というのはそういった単なる手段を超えまして、私たちが税制を考える上で各種前提にも影響を与える構造的な側面があるのではないかと考えております。

例えば、企業にせよ、個人にせよ、時間あるいは時間的制約や物理的な制約を超えまして、国内拠点がなくとも経済活動を行うことがどんどん容易になってきております。その例は幾つか今の説明で御説明させていただきましたが、また、仮想空間の中での取引なども現実に起きているところでございます。また、データのやり取りの処理がどんどんデジタル化していくことで、これまで紙ベースを前提としてきました申告・課税・徴収の在り方自体も変わっていく可能性があると思っておりますし、これまで技術的に無理だったと思われていたようなきめ細かな制度設計ももしかしたら可能になってくる面もあるかと思っております。

本日の資料7ページにおいて、デジタル化について、いわゆるデジタイゼーションとは区別いたしまして、デジタル・トランスフォーメーションということを説明させていただきました。これはデジタル技術を活用した新たなモデルを創出するというところでございますが、これを税制・税務に当てはめると、将来像がどうなっていくのかどうか、こうした観点が非常に我々にとっても重要になってくるのではないかと考えています。

もちろん、民間サービスのように、どんどんハイエンドのものを民間サービス、企業は使っていくわけでございますが、税制はなかなかそういうわけにはいきません。もし制度として仕組むとなると先端的な流れからは多少、半歩ほどビハインドになることはやむを得ないところはあるかと思っておりますが、一方で、デジタル化のスピードはど

んどん加速化していくとすると、半歩とっていたものが実は非常に大きなものになっていくという可能性もあるので、我々、毎年税制改正に携わっておりますが、やはりそうしたデジタル化の意味する大きな方向性や理念は常に念頭に置いておく必要があるのではないかと考えております。また、こうした近未来的な議題について事務局、全員ではないかもしれませんが、特に私なんかは知見に限りもありますので、ぜひ審議会の委員の方々にはそれぞれの観点から御議論いただきたいと思っております。

他方で、いかにデジタル化が進もうとも、税制や税務手続としてこれは守っていかなければ、変えてはいけないものもあると思っております。そういったことについてもぜひ御示唆をいただきたいと考えております。

以上、納税環境整備と手続のデジタル化、そして、デジタル社会に対応した税制そのものの在り方について積極的に御意見賜りたいということで補足説明いたしました。

では、国税庁に移ります。よろしく申し上げます。

○菅国税庁長官官房企画課長

私からは、国税庁において取組を推進しております税務行政のDXについて御説明いたします。右肩に総3-4とある資料を御用意ください。

まず2ページですが、こちらは税務行政を取り巻く環境変化についてのものです。上段に記載があります国内の法人数や所得税の確定申告数は税務行政の所要事務量に関わる数字ですが、この30年余りで4割前後、それぞれ増加しております。また、税務行政の対応能力の質的向上に関わる数字の例といたしまして対外直接投資の金額を記載しておりますが、こちらはさらに大幅に増加しております。さらに、特に近年は経済のデジタル化の進展に伴い、プラットフォームを介したシェアリングエコノミーやギグエコノミーに見られるような働き方等の多様化、暗号資産取引の活発化、国際的な経済活動のさらなる多様化などの環境変化が生じております。それにより、税務行政上、納税者に対するサービスの提供や課税・徴収の実施におきまして新たな課題が生じております。

一方、定員や予算といったリソースは必ずしも同様に拡大しておりません。こうした状況の下で国税庁はデジタル技術の進展を積極的に活用することによる、税務手続や業務の抜本的な見直し、すなわちデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおります。その方向性や内容については税務行政の将来像として公表しております。

3ページを御覧ください。こちらは昨年6月に改定、公表いたしました税務行政の将来像2023の抜粋です。この将来像は資料の中央にあります納税者の利便性の向上、課税・徴収事務の効率化・高度化と事業者のデジタル化促進の3つの柱から構成されております。

まず、納税者の利便性の向上につきましては、納税者目線を徹底の上、納税者サービスに係る各種施策を講じることで、スマホなどの日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境、ひいては、あらゆる税務手続が税務署に行かず

にできる社会の実現を目指しております。

次に、課税・徴収事務の効率化・高度化については、データの積極的な活用を徹底し、調査・徴収の対象を特に必要性の高い分野や悪質な事案などに重点化することで、組織としてのパフォーマンスを最大化するということを目指しております。このため、人材の確保や育成に取り組むとともに、申告・申請や納付、還付の処理などの業務を集約するようにするなど、業務改革も併せて行っております。

3つ目の柱である事業者のデジタル化促進については、昨年の改定の際に新たに追加したものです。事業者のデジタル化とは、事業者が税務手続のみならず、取引から会計、税務申告、納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル化ができる環境の実現を目指すものです。こうした環境が実現すれば、事業者にとって事務処理の正確性やバックオフィス業務の効率化を通じた生産性の向上などのメリットが享受できるほか、経営の高度化にも資することが期待できるものと考えております。

次の4ページにお進みください。DXを進めていくに当たっては、部分的に改善を図るのではなく、全体を俯瞰して全体最適を実現する観点が重要であると考えております。そのため、税務行政に関わる様々な方々との連携を重視しております。このページは税務行政に関わっておられる税理士や金融機関、関係団体などの各当事者の関係を示したものです。

次の5ページは国税当局の役割を示したものです。まず、納税者利便の向上に関しましては、図の中段にございますように、e-Taxなど納税者御自身が税務手続をデジタルで実施できる仕組みを提供すること、そして、国税庁ホームページやチャットボットなどのツールによりまして、納税者に対するサポートについても充実させること。さらには、マイナポータルや民間会計ソフトなどの仕組みを提供している官民の関係機関との連携に取り組むことが挙げられます。国税当局がこうした役割を果たしていくことを通じて、デジタルの活用により、簡単・便利に効率的で誤りのない申告・納税の実現を目指しております。

こうした状況が実現できれば、大部分の納税者については税務当局が税務調査や滞納処分を行う必要がなくなります。そうしますと、一番右に記載しておりますが、このような枠組みから外れたコンプライアンス意識の低い納税者への調査等に税務当局のリソースを注力していくことが可能になります。この点は先ほど主税局から御説明のあったOECDの報告書に示された税務行政の国際的な潮流に沿うものと考えております。

6ページにお進みください。納税者の利便性の向上に向けた取組に当たりましては、納税者目線の徹底ということを重視しております。とりわけスマートフォンなど納税者が日頃からお使いになっているデジタルツールを利用して簡単・便利に手続を行うことができる環境の実現を重視しております。

また、納税者目線を徹底するためのアプローチとして、カスタマージャーニーというものを採用しております。これは典型的な納税者が税務手続を行う際に体験すると考えられる一連の流れを具体化することで、手続の実施の際に発生する問題点を可視化し改善策を検討するものです。

次のページが給与所得者についてのカスタマージャーニーです。御覧のとおり、所得税の申告について、きっかけの段階から必要な情報の収集、申告準備、申告書の作成を経て最終的に電子申告に至るまでの流れを具体化し、それぞれの段階で実施すべき改善策を可視化したものであります。この改善策の行の中ほどに日本版記入済み申告書の実現の記載がございますが、この点で最近実施した施策を次のページで御説明いたします。

国税庁では、確定申告に必要なデータを自動で取り込むことにより、数回のクリックで申告が完了する仕組みの実現を目指しております。この方針の下、右側の記載のようにマイナポータル連携による自動入力の対象を段階的に拡大してまいりました。そして、今年の2月からは給与の源泉徴収票等の自動入力を開始しております。これにより、給与所得者の確定申告については、おおむね自動入力ができる仕組みが整っております。

次のページですが、e-Taxについては利用可能媒体や利用可能手続を段階的に拡大してきた経緯もありまして、納税者が利用するデバイスによって利用画面が異なるなど、ユーザーインターフェース・エクスペリエンスの面に課題がございます。そこで、この点を含めて今年度以降、利用者の使い勝手の改善も進めております。

10ページを御覧ください。e-Taxの利用率ですが、こちらは着実に向上しております。令和5年度には法人税申告が9割超、所得税申告が約7割、令和元年から相続税の申告を開始しておりますが、こちらも4割程度となっております。これは利便性向上に係る様々な取組や税理士会あるいは地方税当局をはじめとする関係者の御理解、御協力の賜物だというように認識しております。国税庁では、このe-Taxの利用率について中期的な目標を設定しつつ、引き続きその利用拡大に取り組んでまいります。

次のページにお進みください。こちらはDXの2つ目の柱であります課税・徴収事務の効率化・高度化に向けた取組の概要です。主な取組は下段にありますAI・データ分析の活用、リモート調査の実施などのオンラインツール等の活用、預貯金照会のデジタル化などの関係機関への照会等のデジタル化であります。

次のページは、AI・データ分析の活用についての取組例です。

2つ御紹介しておりますが、1つ目は申告漏れの可能性の高い納税者の判定です。こちらは納税者から提供される申告・決算情報や国税当局が保有する過去の調査実績や資料情報等のデータを機械学習等の手法で分析することによりまして、申告漏れのリスクに応じて的確に調査や行政指導を行うという取組です。

2つ目は滞納者への最適な接触方法等の予測です。こちらは滞納者ごとに接触でき

る可能性の高い方法や、電話をかける際につながりやすい曜日や時間帯を予測するモデルを構築いたしまして、この予測モデルに基づいて滞納者に接触する取組です。

次の13ページは国税庁が保有する税務データの学術研究目的の活用の概要です。この取組は政府の「オープンデータ基本指針」等を踏まえて進めております外部の方による税務データの利用に関するものです。第1段階として、令和4年4月より、学術研究者と税務大学校との間で税務データを用いた共同研究を実施しております。こちらについては、現在6件の研究プロジェクトが進行中です。

②の匿名データの提供は今年度中の開始を目指しておりますが、こちらは標本抽出や匿名加工した税務データを外部の学術研究者に提供するものです。現在、所得税の確定申告書のデータを提供することを前提に、個人が特定されないための匿名加工の手法ですとかデータの利用者が実施すべき適正管理措置の具体的内容について検討を進めております。

最後に、3つ目の柱であります事業者のデジタル化について御説明いたします。まず、事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化は、各種方針に基づき政府全体で取り組んでいるものです。国税庁におきましても税務を起点として社会全体のDXを推進するという考えに基づき、これまで重点を置いてまいりました税務手続のデジタル化の推進に加え、事業者の業務のデジタル化の促進にも取り組むこととしたものです。

次のページは、その事業の業務のデジタル化の概念を示したものです。事業者の業務プロセスをフェーズごとにお示ししておりますが、請求書、領収書等のやり取りから決済、記帳、税務申告までの業務プロセスが一気通貫でデジタルデータにより処理される流れを示したものです。このうち、フェーズ①や②のデジタル化を促進する施策としてデジタルインボイスがあります。資料の中ほどにPeppolという記載がございますが、こちらはデジタルインボイスに係る国際標準です。我が国におきましてもデジタル庁が主導して、このPeppolに準拠した共通規格が定められておりまして、それに対応した会計ソフトウェアの提供なども始まっております。その普及に向けては幾つか課題もございますが、民間の事業者の方々からも経理業務や社内ワークフローの効率化の観点から大きな期待を寄せられているものと認識しております。国税庁といたしましても、デジタルインボイスを事業者のデジタル化の重要な要素として関係省庁とも連携して取組を進めてまいります。

16ページは、その関係省庁間の連携強化や取組の加速化のために昨年11月に立ち上げられました事業者のデジタル化等に係る関係省庁連絡会議に係る資料です。

さらに、次のページに進んでいただきますと具体的な取組例が記載されております。国税庁といたしましても、デジタルインボイスの導入やクラウド会計ソフトなどの活用、キャッシュレスの普及を促進するため、業務の効率化についての説明会の開催やPRなど、関係者と連携して実施しているところです。

以上が国税庁で推進しておりますDXの概要でございます。推進に当たっての課題もございしますが、政府税制調査会の委員の皆様様の御指導もいただきながら引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

○尾崎自治税務局電子化推進室長

それでは、総務省自治税務局電子化推進室長の尾崎より、地方税における税務手続のデジタル化について御説明いたします。

3 ページから、取組の概況を御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。地方税における税務手続のデジタル化の3本柱を示したものでございます。eLTAXを活用した全国統一的なデジタル化を推進しております。オレンジ色の箱の申告等のデジタル化と緑色の箱の納付のデジタル化については、法令上、既に全ての手続、全税目に拡大をしております。現在、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXでの対応を拡大しております。青色の箱のところ、地方税関係通知のデジタル化は今後の導入に向けた検討を進めているものでございます。

5 ページをお願いいたします。これまでの歩みです。

オレンジの縦のところでは、電子申告等は地方法人二税や個人住民税の給与支払報告書の提出など、主に法人が行う手続を中心に進んでまいりました。

緑色の縦の電子納付のところです。令和に入ってからeLTAXにおきまして地方税共通納税システムの運用を開始し、電子納付が可能となりました。昨年の4月からは地方税統一QRコード、いわゆるeL-QRと呼んでいるものですが、これを用いた納付を開始しております。

青の縦のところですが、通知の電子化は個人住民税の特別徴収税額通知は既に電子化しておりますが、それ以外の地方団体から送付する通知はまだですので、件数も多い納税通知書等についての電子化の検討を進めております。

6 ページ、お願いいたします。eLTAXについてです。これは複数団体に対する電子申告、電子納税を一括で行うことができ、また、その地方団体に振り分ける機能があるという点が特徴です。地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営しております。

7 ページから申告等のデジタル化です。

8 ページの折れ線グラフでございますが、eLTAXを通じた電子申告の率を示したものであり、例えば地方法人二税は中小法人も含めて8割を超えておりまして年々上昇してきております。

9 ページをお願いいたします。令和4年度税制改正で地方税法令上、全ての申告・申請・届出等についてeLTAXを利用して行うことができるよう、改正を行ったところでは、実務的な準備が整ったものから順次eLTAXで対応を開始しております。税に限らず政府全体で国民や事業者に対して求める全ての行政手続につきまして、令和7年

までにオンライン化をするという目標がありますので、地方税務手続もそれに則って法令上の手続のオンライン化を進めております。

10ページからは納付のデジタル化です。

12ページをお願いいたします。昨年4月から地方税の納付にeL-QRを用いた仕組みを導入いたしました。QRを読み込むことでスマートフォン決済アプリやクレジットカードでの納付が可能になりました。また、eL-QRは金融機関窓口における納付受付後の処理にも御活用いただいております、金融機関の事務の簡素化、効率化にも寄与しております。

金融機関での利用も含めまして13ページはeLTAXの利用件数の推移です。eL-QRの導入により、令和5年度の利用件数が大幅に増加しております。

14ページをお願いいたします。税以外の公金にもeL-QRの仕組みを利用できるように、との経済界、金融界の御要望がございまして、地方税共同機構に税以外の公金収納を可能にする措置を今国会で審議中の地方自治法の改正法案で講じております。

16ページからは地方税関係通知のデジタル化です。ここまで述べましたようにeLTAX経由での申告等・納付の手続は一定程度進展しておりますが、今後は地方税関係通知のデジタル化を実現してまいりたいと考えております。

17ページをお願いいたします。ここで、地方税の課税方法の特徴を説明させていただきます。地方税は賦課課税税目が全体の件数の9割以上を占めるという特徴があります。賦課課税は市区町村、都道府県が税額を決定し、納税者に通知をすることで課税するものです。この特徴がデジタル化を検討する際にも関係してまいります。

真ん中より下の部分ですが、先に御説明いたしました電子納付に当たっては、申告納付の税目とは異なり、納税者が電子納付した情報を地方団体側の課税情報とどのように紐付けて処理をするのかということが従前課題でしたが、それを技術的に可能にしたのがeL-QRでございました。今後、地方税関係通知のデジタル化を検討するに当たっても、申告税目とは異なる仕組みが必要になってくると考えております。

18ページは納税通知書等のデジタル化です。ニーズが高く、eL-QRの利用が必須になっています固定資産税、自動車税種別割等の税目の納税通知書を対象といたしまして導入に向けた検討を進めているところです。

19ページと20ページは国税との情報連携です。順次、連携対象となる項目を拡大しているところであり、今後も税務行政の一層の効率化に向けて情報連携の拡充を検討してまいります。

地方税からは以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見を賜ればと思いますが、本日も多くの皆様に御出席いただいておりますので、前回同様、誠に恐縮なのですが、2～3分めどで御意見いた

だいて、スムーズな議事運営に御協力をいただければ幸いです。準備ができた方から会場で御出席の方も含めて画面上の挙手ボタンを押していただき、発言順については私から指名させていただきますので、指名された方は、会場で御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

挙手いただいた順に指名させていただきますが、委員の御出席可能な時間の御都合で前後する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

本日御欠席の佐藤主光特別委員から意見書の提出がございますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

まず、それでは、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷委員

私からは大きく2点、申し上げます。

最初に、成長志向の法人税改革の振り返り・EBPMの推進についてコメントいたします。まず、事務局からの御説明にもございましたとおり、出発点として、そもそも法人税の租税特別措置等は租税の公平原則や中立原則の大きな例外となっている点を肝に銘じる必要があります。政策減税はこうした租税原則のゆがみを生じさせてもなお必要性や有効性があることが明確に認められるもののみ限定し、期限を区切って措置することが大原則となります。そして、期限が到来したときには必要性や有効性を徹底的に検証した上で廃止を含めてゼロベースで見直す必要があります。最大の鍵になるのが本日御説明にございました税制に関するEBPMを推進する体制を構築することであり、費用対効果に基づいた定量的な検証結果を納税者に提示することは政府の責務であると言っても過言ではありません。政府に対する納税者の信頼を高めるという観点からも、ぜひともしっかりと取り組んでいくべきだと考えます。

第2に、活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築も極めて重要なテーマです。経済の国際化、成熟化が進展する中で、とりわけ近年はコロナ禍の影響等もあり、働き方がより一層多様化しており、就業形態などに対する租税制度の中立性を確保していくことが従来以上に求められるようになってきております。こうした観点を踏まえて、税制が給与、退職一時金、年金の支払いや受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与、退職一時金、年金給付の間の税負担のバランスなどにも留意しつつ、中立的な税制の在り方を模索する必要があるものと考えます。

また、より大きな視点で申し上げれば、給与所得、事業所得、雑所得など10種類の所得に分類される所得税の体系などに関しても、働き方に中立的な税制という観点等から根本的な議論を進める必要があるのかもしれない。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に、増井特別委員、お願いいたします。

○増井特別委員

2つ意見を申し上げます。

私もEBPMは大事に定着させていくべきであると思います。ここで肝腎なのが、専門的な知見を透明な形で政策形成につなげることです。科学的な分析から得られる結論をどうやって具体的な制度論に落とし込んでいくのかということ、今日の資料だと14ページのところで得られる示唆がかなりクリアに御説明はありましたが、まさにこういうことが必要で、ここの過程をブラックボックス化させず、分かりやすい形で示すように今後ともしていただきたいと思います。

このEBPMの適用範囲は法人税の特別措置に限られません。ほかの税目についても当然同じようなことができるはずであり、さらには、今日も御説明のありました加算税のような納税環境整備のような分野についても、この潜在的な射程は及んでくるはずで、そういう分野についてすぐに定量的な分析が難しかったとしても、具体的な事例や、あるいは定性的なデータをこれまで以上に活用していくことが望ましいと考えます。これが1つ目です。

もう一つは、デジタル化に際して変えてはいけないものについてです。私の考えでは、もちろん公平な執行ということは変えてはいけない、これはもちろんだと思いますが、今日も御説明のあった政府機関の中での情報連携がますます進んでくる中で営業秘密とか個人情報に対する配慮をこれまで以上に大切にしていかなければいけないのではないかと感じたところです。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に宮永特別委員、お願いいたします。

○宮永特別委員

私からは、皆さんから大変いろいろと多岐にわたった御説明の中で、EBPMというかEvidence-basedに関しまして考え方として事実に基づいて、それから、証拠に基づいてというのですが、やはり様々な制度が様々な影響の与え方を常に感度を分析して、因果関係を様々な角度から解析しながら徐々にまたよくしていくという少し長いレンジでのEBPMというものが制度との関係では必要と感じております。

その中でも特に企業におきましては租税特別措置を考えるとときでもやはり投資をするや様々なことを行うときに、少なくとも大体3年から5年ぐらいの時間、より長いものも想定しながら様々な決定をしていくわけでございまして、そういうときに法人税関係の中で様々と意思決定からどういうような傾向でどういうように効果が出てく

る、それがまたどういう形で企業の収益に影響して、さらにそれが法人税に影響を与えていくという、その因果関係を少し様々な角度から時系列、それから、制度との影響、感度を考えていく必要があると思います。そういう様々な観点からしましても、令和6年度の税制改正で措置されました戦略分野の国内生産促進税制などについて大変私どもは評価している次第です。

もう一つ、やはりその中で試験研究費、研究開発費に関するものが非常に多いですが、これに関しまして研究開発は非常に実質的な目的のために次々に行っている面と、それに携わる方たちの人材育成というものがあって、企業の持続性を長く支えていく、そういうものの要素もかなりあるという面が私はあると長年の経験から感じております。したがって、そういうものが幾つかの観点から影響しているということも考えながら、EBPMを回していけば大変ありがたいと思っております。

もう一つ、次に、どちらかという活力ある長寿社会に向けたライフコースにおける中立的な税制の構築の中で一つ申し上げさせていただきますと、経済界としては、老後の所得確保という声を非常に強く受け止めておりますので、私的年金の機能の維持・強化という面で、税制の中でiDeCoというか個人型、もしくは企業型の確定拠出年金、がだんだんメジャーになっていくと思いますが、拠出限度額の引上げを今後ともぜひお願いしたいと思っております。また同時に考えていただきたい。

それから、現在凍結中の、積立金に係る特別法人税の撤廃ほかの影響から考えてもできればお願いしたいと感じている次第でございます。

あと退職所得の控除に関しましてあるところ、非常に大企業、もしくは中小企業の方たちの実態的な退職金への依存度や、どちらかというところある期間まではどうしても少し人を育成して長く働いていただくことによって価値がある人たちとそこの基本的なあるベースのところと、今後急速に流動していく職業、様々変わっていくという流動性とのバランスの取り方をもう少し時間をかけて移行措置的なものなど様々なものを考えていったらいいというような感じがします。

以上でございます。ありがとうございました。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、井伊特別委員、お願いいたします。

○井伊特別委員

私からはEBPMの推進に関して2点、意見を申し上げたいと思っております。

まず法人税制のバンチングですが、この分析は今まであまり行われていなかったもので意義があったかと思っております。バンチングの有無というのは例えば政治家などへの説明でも分かりやすいので有効ではないかと思っております。

もう一点は、賃上げ税制を分析したことは評価すべきですが、賃上げがあったか否かと問われればあったのは当たり前ですので、必要なのは、今までも何人かの委員か

ら御指摘がありました。やはり費用対効果の分析だと思います。租税特別措置による税収が直近ではたしか1.3兆円というような減収額の御説明があったと思いますが、その減収額と賃上げの総額を比較すべきだと思います。より正確には賃上げ総額と賃上げで税収が増えた分も含めた効果の分析が必要だと思います。ついでに言えば、賃上げ税制がない場合の賃上げと比べる必要があるのかもしれないと話を聞いていて思いました。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に、足立委員、お願いいたします。

○足立委員

私のほうからは、法人課税の公平性と安定した税収確保の視点から2点、意見を申し上げます。

1点目につきましては、成長産業の促進につながる税制措置の見直しになります。国内投資の促進と賃金水準の引上げを柱に企業の体質改善を目指した法人税改革が行われてきましたが、企業の内部留保の増加にとどまっておりまして、投資拡大や賃上げにはつながっておりません。つまり、繰り返し行われてきた税制措置が必ずしも有効に機能しているとは評価し難いです。したがって、スライド10ページにありますように、賃上げ促進税制、中小企業経営強化税制、研究開発税制等の減税措置がなぜ供給サイドの構造改革につながらないのかを検討することが重要になります。

2点目は、では、その先の検討を行うに当たりまして、やはり皆様方がおっしゃっておりますようにEBPMに基づいた中長期の政策評価が要になります。御説明にありましたように、賃上げ促進税制におきましても法人企業統計調査や就労条件総合調査の個票データに基づき、適用要件を満たす企業の賃金水準が果たして引き上がっているのか及びその決定要因が何なのか、制度や認知度並びに企業の理解度などの企業等のリテラシーをはじめ、現場の制度の使い勝手等の実態なども明らかにすることで、大企業の抱えている問題、中堅企業、そして、中小企業に応じてバンキングの可能性を丁寧に検討することでより制度の有効性を高めていくことが可能になります。この点が私の意見になります。

以上になります。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、仲田特別委員、お願いいたします。

○仲田特別委員

EBPM推進に関して2点、申し上げます。

1点目ですが、今回、法人税に関してEBPMの取組みを紹介していただいて非常に有

意義だと思いましたが。同じような取組みをほかの税、消費税、所得税、相続税など様々あると思いますが、他の税のEBPM推進につなげて行ってほしいと願っております。

2点目ですが、EBPM推進をする上でのインフラの充実ということです。EBPM推進というどうしてもデータを集めたりデータを公開したりという話になりがちですが、データを分析するハイスキルの人材の確保ということも同じぐらい重要だと考えています。日本全体として高度なデータ分析を持った人材の数をもっと増やすということが非常に重要と思っています。また、研究者と協力してということを取り組むということもすばらしいと思いますが、研究者のインセンティブと政策ニーズというものは必ずしも一致してないことがあるので、できる限り政府の内部で高度なデータ分析をできる人材の確保を考えていくのもよいと考えております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、芳野特別委員、お願いいたします。

○芳野特別委員

人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない我が国において、公正で活力ある社会を実現するためには、安定的な税収基盤の確保に向けた税体系全般の見直しが急務だと考えます。本日はそうした観点から、今後の議論で留意すべきことを3点、申し述べたいと思います。

1点目は、成長志向の法人税改革の振り返り・EBPMの推進についてです。基幹3税の一つである法人税は重要な財源であり、社会保険料と併せて企業の社会的責任に見合った負担を求めるべきです。そのため、企業の税・社会保険料の負担はGDP対比で1割程度まで段階的に引き上げていく検討を進めるべきと考えます。また、租税特別措置については、政策手段としての適切性や効果、利用実態などの観点から不断の見直しが必須だと考えます。とりわけ、賃上げ促進税制については、中小企業の賃上げにどこまで寄与しているのか、効果を検証すべきです。

2点目は、活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築についてです。税や社会保障制度は良質な雇用の拡大と完全雇用の実現を前提に、就労を阻害せず、働き方に中立的な制度の構築を目指すべきとの立場から、退職所得と企業年金について申し述べたいと思います。

退職所得は、所得控除額に勤続年数で差を設ける意義が薄れているとの指摘がありますが、一方で、賃金の後払いと長年の勤労に対する報賞的給与としての性格も踏まえるべきと考えます。退職金には所得控除や分離課税などが講じられている点や制度移行による不利益が生じないことに十分配慮すべきであり、見直す場合には勤続1年当たりの控除額を一律年60万円とすべきです。また、企業年金は後払い賃金としての性格と公的年金の補完機能を持っており、労使合意によって実施されるべきものです。

万が一にも税制や法制度の見直しによって企業年金の設計や給付水準の変更を余儀なくされることがあってはなりません。

なお、企業年金と個人年金は制度の性格が異なり、掛け金の拠出者も異なります。両者を確定拠出年金制度として一元的に限度額の管理をしている点は企業年金の個人年金による置き換えの懸念があり、労働組合として問題意識を持っています。

3点目は、経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備についてです。持続可能な経済社会の実現に向けた税制の在り方について議論を深めていくためには、税の公平性を高め、国民の税に対する信頼感、納得感を高める必要があります。マイナンバーの理解促進と一層の活用に加えて、プラットフォームビジネスの進展に対応した仕組みの構築を進めるべきです。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、中空委員、お願いします。

○中空委員

私からも何点かお話をしたいと思います。

まず1点目が、皆さんもおっしゃった租税特別措置についてです。もとより時限であるべきと思っているのですが、基本的に企業が収益を上げてお金を残していくことはよいことだと私はずっと思ってきました。クレジットをやっていると内部留保をためることはプラスの話なのです。決してマイナスではない。しかし、反面、日本企業は長らくアニマルスピリッツを失ってしまったという観点で投資が進まないというのがあったわけで、そういうときに例えば内部留保に課税しようみたいな話がありました。しかし、そういう懲罰的なことではなく、むしろ租特でも何でもGX投資をきちんとやってもらうほうにいざなうということは大事な観点だと思います。

研究開発税制というまるっとしたものではなくて、できればGXはGXとして、そこを促進していけたら、あるいはEBPMで効果が確認でき租税のメリットがあるとわかることが望ましいのではないかと思います。つまり、日本がこれから向かう方向に見合う減税であるべきではないかと思いました。これが1点目です。

2点目は、本当に国民としての意見になっていくのですが、最近は新NISAとiDeCoが混ざって、まるで同じような商品としてこれからの資産を増やすためのツールとして紹介されることが多くなっています。しかし、商品性がすごく違うということはここにおられる方々に言うまでもないと思います。しかも、iDeCoに関しては収益を上げた場合、払い出しのときに結構な税金がかかってくるということを多分多くの日本人はよくまだ知らないのではないかと思います。何を言いたいかというと、同じように扱われているものの税金の支払い方というのは違う、ということ、もう一段、金融リテラシーなのか、それは税金の在り方の説明なのか分か

りませんが、もっと出していく、訴えていく、説明していく必要があるのではないかと思います。

最後、デジタルライゼーション、デジタル化のところですが、これは進めていただくことが何より肝要だと思います。しかし、国民目線で言うと、国が、デジタル化やりますよと言うと、何でもかんでも全部国に知られてしまうのではないかと、ということに不安を持つことが多いかと思います。そんなことを言われる前に、もっと便利であること、デジタル化すればどれだけ便利かということを出していきけるか。鶏と卵ですが、先に便利さを打ち出した者の勝ちだと思いますので、あまり国民に不信感を抱かれないようにしてほしいと思いました。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、次に、飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員

デジタル化に関して2点、申し上げたいと思います。

1点目が主に資料3-4に関わりますが、先ほど増井特別委員が変えてはいけないものに関しておっしゃったこととも重なります。デジタル化について様々な懸念が既に指摘されておりますし、それに対する一定の対応はなされていると思いますが、システム面の問題に加えて納税者が事業者の場合、また、個人の場合、それぞれに課題があると存じます。とりわけ個人につきましては、先ほどおっしゃった個人情報保護はもちろんですが、資料3-4ですと12ページにあるAI・データ分析の活用などはいわゆるプロファイリングに当たって自己決定権の侵害に当たらないだろうかといった憲法論も既になされているかと思います。

より素朴なレベルで申しますと、資料3-4の5ページに国税当局の使命として納税者の自発的な納税義務の履行を実現すると書かれています。一方で次の6ページで納税者目線あるいは納税者の利便性の向上という記載があり、書かない確定申告、数回のクリック・タップで済むというのは確かに望ましいことではありますが、これは納税者が自発的に義務を履行するという納税者の意思なり意識なりに対してどのような影響を及ぼすのかということも考慮に入れることができたかと思えます。

話がずれますが、この度の定額減税におきましても多大なコストをかけて減税を意識させるということがなされております。納税者の意識という根幹に対して行動心理学など主観的評価は難しいところですが、意識への働きかけといった点での影響も加味しながら制度の設計や運用をさらに進めていくこともあり得るかと思えます。

2点目は地方税務手続のデジタル化に関してです。御説明にございましたとおり、組織、システムの共同化、共通化、標準化が近年、精力的に進められているということは理解いたしました。こういったデジタル化はある意味では集権化の傾向も帯びて

いるものでありまして、各地方公共団体が自治財政権を行使することとの関係性も問題になり得ますが、それに加えて国税の場合と地方税務手続と方向性を同じくするものなのだろうかとも感じました。

資料3-4では、資源の制約に鑑みた効率化にとどまらず、社会全体のDXの推進といった方向性自体は非常に明確に打ち出されておりますが、地方税務手続においても同じ方向を目指しているのだろうか、それとも地方税ならではの方向性あるいは基礎となる理念を持って、もちろん地方税財政制度全体の中で考えていくものであると思いますが、そういった方向性についても改めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、太田特別委員、お願いいたします。

○太田特別委員

私からは経済のデジタル化への対応と納税環境整備について意見を述べさせていただきます。

まずは事業者のデジタル化支援についてですが、これまでは税務手続と会計を中心にデジタル化が進んでおりまして、目覚ましい進歩と言ってもいい状態だと思っております。税務手続につきましては、申告も納付も通知についても既にデジタル化が標準の世界と言っていい状況であります。会計につきましては、正規の簿記で帳面をつけている人のほとんどが会計ソフトを利用しておられると思っております。しかし、先ほどのご説明にもありましたとおり、青色申告者等の割合は頭打ちの状態、正規の簿記ではない事業者の方々にはいかにして便利な会計ソフトにチャレンジしていただくかというのがテーマではないかと思っております。

セキュアード・チェーン・アプローチについて、実は税理士と事業者との関係は取引の段階から決済、会計、そして申告、納付と、ビジネスの始めから終わりまでの縦長の関係をしておりますので実感しておるところですが、ここを全てデジタルでカバーする環境づくりについては、生産性の向上を希望される事業者全体を照らす環境整備であり、現在の正規の簿記の方々を、もう一段クオリティーアップいただくための取組みとして、これこそが本当の納税環境整備ではないかと考えております。

もう一点、公平感を大きく損なうような行為について、これまでも大きな不正、小さいが悪質な行為など、様々な問題に対し対策されてきたと思っております。しかし、ご説明があった調査時の接触拒否などに対し、有効な手だてが欲しいところです。加えて、これまで行政ペナルティーは加算税が中心で、第三者の加担行為などの本税が発生しないケースについてどのように対応するかは、新しい課題だと考えております。これらの問題について、限られた行政コストを最大限有効に活用する方法を求めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございます。

寺井特別委員、お願いいたします。

○寺井特別委員

2点、申し上げたいと思います。

まず1点は、高齢者の所得への課税の在り方です。公的年金、それから、私的年金、退職所得も含めた高齢者の生活を支える所得への課税の在り方を総合的に整理して、受け取り方や働き方にバイアスをもたらさない制度の在り方を具体的に描いていく必要があると考えています。

それから、中でも頂いた資料3-2の8ページに企業年金・個人年金の拠出限度額についての図がございます。これは企業型DCと確定給付企業年金、それから、その2つをミックスしたもので企業がどの制度を採用しているかによって拠出限度額も異なっています。先ほど何人かの委員からやはり働き方に中立的な税制が望ましいというお声がありましたが、労働者が自律的に自分の好む働き方を選択しながら、退職後の生活にも十分備えることができるようにiDeCoや、個人型の年金、それから企業年金、これを含めた共通の非課税限度額を設定することを考えてはどうかと思います。

実は私の前に座っていらっしゃる佐藤英明特別委員が、3年ぐらい前の税制調査会で講義をしてくださいます。私もそこで随分と学ばせていただきました。おっしゃっていたことに非常に共感を覚えております。この機にもう一度というか、ずっと皆さん、考えていると思うのですが、取り上げていただけたらと思います。

もう一点、租税特別措置についてです。もう皆さんが既に触れられているとおり、やはりデータの整備をお願いしたいということで、資料3-1の15ページにマクロデータによる賃金の決定要因分析があるのですが、これを企業レベルのデータでやったら果たしてどういう結果が出たのかというのを見たいという気持ちが率直に湧き上がってきます。

といいますのも、租税特別措置が賃上げを促すインセンティブ効果を見たいのですが、同時に、賃上げによって租税特別措置の適用条件を満たすという反対方向の因果関係も働いている可能性があります。2番目の因果関係については事務局のほうからも政策税制が事後的なメリットとなる、そういう効果もあり得るということをおっしゃっていました。インセンティブという本来の目的と違う効果を持っている可能性もありますので、この2つの効果をやはり識別するためにはミクロレベル、企業レベルのデータで先ほど仲田特別委員もおっしゃっていましたが、やはり開発された新しい手法を使って見てみるということが納税者の納得感にもつながるのではないかと思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、諸富特別委員、お願いいたします。

○諸富特別委員

本日、国税から地方税に至るまで税務行政のデジタル化について大変明快な御説明をいただいたと思います。私自身もこのような方向についてぜひ推進をしていただきたいなど期待をしております。その資料3-4、国税庁の資料について質問とコメントをさせていただきたいと思います。

まず資料の8ページ目ですが、ここに申告手続の簡便化について自動入力対象がもうここまで進んできたのかというように感慨深いものがあります。給与所得もついに源泉徴収票の取り込みができるようになるということですが、この後、さらに金融所得について金融機関と連携しながら自動入力をされる予定はあるのかどうかという点について事務局に御質問したいと思います。もし何かそれが難しいということがあるのでしたら何が課題かという点についても御教示いただければと思います。

それから、15ページ目です。こちらは特にこれは企業だと思いますが、この1枚でデジタル化を進める全体のフローが示されていて大変重要なことがこれから始まるということで、これも確認なのですが、ふだん業務で入力される情報がそのまま納税・申告情報に変換されるという理解でよいのかということを確認したいです。

もし、それが可能になるならば、これは恐らく消費税の納税に関係しているのではないかなと思いますが、申告業務の自動化からもたらされる生産性の向上は非常に大きなものがあります。また、これとは別に所得税、法人税等でも給与所得情報等の給与関係の入力をすればそれは同時に所得税の納税・申告に関係して自動入力が行われていくような仕組みが構築されれば、これはこれで非常に生産性の向上につながっていくわけです。こういった方向は経済社会の変革という点でも非常に大事な視点だと思います。この辺りは資料の14ページにも全面的に展開されていまして、生産性の向上のほか、納税のデジタル化を進めること自体が事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化することの促進につながるのと指摘や、社会全体のDX推進にも貢献するといった指摘は非常に重要な視点だというように思います。

こういう形で極めて説得的にメリットが書かれているわけですが、フランスにおけるデジタル化の経験からしましても、このメリットを社会で最大化していくには、いつかどこかの時点で全ての企業にやはり納税実務のデジタル化を義務化するということが必要ではないかと思います。フランスの場合はDSNを立ち上げた2013年に任意加入でしたが、3年後の2016年には全企業に義務化をかけております。日本はいつまでも待っていることになりがちなのですが、そうではなくて、むしろ義務化をかけた上で困難な企業に対して支援する仕組みを投入していくべきだと思います。

最後に、個人についてですが、将来的にはこのシステム、今日の話は税に特化をし

ていたわけですが、将来的には社会保障との連携を目指していただきたいなというように思います。コロナのときにプッシュ型給付で給付手続が大混乱に陥った記憶がございますが、ぜひプッシュ型給付が可能なように、あるいはイギリスにおいては、これは給付付き税額控除とこういった税務行政のデジタル化は連動して2013年にたしか入っているはずでして、ぜひ社会保障との連携というのを目指していただくことによって、納税者にとってもデジタル化のメリットというものを理解可能になっていくかと思えます。

以上でございます。

○翁会長

ありがとうございます。

今の御質問について国税庁のほうからよろしく願いいたします。

○菅国税庁長官官房企画課長

国税庁からお答えいたします。

まず1点目の金融所得情報についてマイナンバー連携を拡大していく予定があるかという御質問に対してですが、現在のところは具体的に申し上げるような予定はございません。一般的に金融所得に対する課税の在り方、制度面と連携してということになると考えておりますが、今後、その制度の状況などを見ながら納税サービスとして必要であればそういったことも検討していくことになるのではないかとこのように考えております。

あと一般的に課題ということですが、これは金融所得に限りませんが、データ連携の課題といたしましては、そもそも当事者間のやり取りが必ずしもオンライン化されていない、あるいはデータのフォーマット等が異なるといったような環境の中で、あるいは情報の保有者、当事者の特定などが必ずしも一意にできない、そういった課題がございます。こういった課題を改善しながらデータ連携というのは進めてまいると認識しております。

あと、その点は2つ目の質問にもございましたとおり、事業者内部での連携にも関わることではありますが、例えば取引とか給与支払いといったところで入力されたデータが最終的な税務申告等までつながっていけるかという際に課題になりますのがやはりデータ形式ですとか、あとそれぞれのプロセスにおいて用いられているシステムが異なるといったようなことがございます。そういった課題をどう解決するかということも含めながら理想に向かって取組を進めてまいりたいと思えます。

また、最後に御発言ありました社会保障との連携です。まずは国税庁としては事業者のデジタル化というところに取り組んでおりますが、最後の資料で御説明しましたとおり、事業者のデジタル化については関係省庁の連絡会議等の形で関係者間の連携を深める仕組みも出来上がってきております。そういった仕組みも用いながら必要な対応を検討してまいりたいと思えます。

私からの御回答は以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、岡村特別委員、お願いいたします。

○岡村特別委員

3点について申し上げたいと思います。

第1点目は、納税環境整備の税に対する公平感を大きく損なう行為への対応です。本日の財務省資料で申しますと、経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備の資料の21ページのところで、税に対する公平感を大きく損なうような事例というのが出ておりますが、本日はあまり細かいところまでの御説明はございませんでしたが、いずれの行為にしても行政リソースを本当に食っているということはぜひ認識をすべきだろうと思います。こういった類型が出てきて大きくそこで人員を割かなければならないといった状況が出てきているわけです。

その1つ手前の20ページには、この間の様々な制度改正がありますが、こういったものも特に法律学等の専門的な知見を生かしながら丁寧に少しずつ作ってきたということで、引き続きこういったことについて専門的な検討を続ける必要があるかと存じます。

第2点目は、経済社会のデジタル・トランスフォーメーションやOECDの国際的な議論等の紹介がありましたが、そういったものに関する税制のデジタル化に関するものです。本日の資料では、国税庁資料の7ページにカスタマージャーニーという形で非常に可視化されたデジタル化の資料が出ておりました。しかし、これをよく見ると、結局この人は住宅ローンをやったから税金の還付が欲しいのでこういうことをやりましたというだけの話で、納税者側に還付のインセンティブもあれば非常に単純な事例として出てきています。しかし、本当に考えなければならないのは、働き方の多様化の中で例えば転職や、他からの所得など、納税義務が新たに発生するような場合についてもこういうことに乗ってきてもらわなければならないといったことではないかと思えます。そう考えると、ジャーニーということで直線になってはいますが、やはり面的な広がりを持ってくるだろうと思います。

それから、ここにはありませんが、年末調整でほぼ勝負がついているみたいなどころを前提に少し住宅ローンのところで申告している場合ですが、そうすると、雇用者側もやはりこのジャーニーの中に入ってくる可能性もあり、さらに働き方の多様化の中に雑所得、あるいは場合によっては事業所得がありますといった人たちもたくさんいますから、そうすると、税理士さんをお願いをするなどの問題も出てきて、立体的なジャーニーというようなことになってくるかもしれません。こういったことで、税制のデジタル化に関してもそういった知識、知見をお持ちになっている方々と一緒に専門的な検討ということを進めるべきではないかと思えます。

第3番目が長寿社会のところですが、本日のところでは主税局の資料の5ページのモデル退職金の支給状況といった例が出ておまして、これは非常に実証的に出ているのではないかと思います。従来、この退職金のところで40万と70万の違いがあるから流動化を何か妨げているというような議論がありましたが、これを見ると15～16年ぐらいまでのところは退職金については1円も税金がかからないということがここではっきりしましたから、従来言われてきたことがどこまで正しいのかといったこともきちんと実証的に検討していったほうがいいのではないかと思います。

これは既にもう主税局は調査課等で入手していますが、アメリカではIRAやRoth IRAといった制度がありまして、1つの公平な制度を考えていく上でのベンチマークとしては使えるのではないかと思います。いずれにしても、ここら辺の辺りも専門的などころでしっかりと議論していくべきではないかと思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

それでは、権丈委員、お願いいたします。

○権丈委員

EBPMと年金課税について話をします。国際経済学者のバグワチという人がいるのですが、その人の流れをくむ政治経済学者のマギー、ブロック、ヤングという3人は、どうしてこうも補助金を渡していく技術、手段がどんどん不明瞭になり複雑になっていくのだという問いを立てて考えていき、そういう政治過程のモデルを作っています。彼らが作った仮説に基づくと、有権者がある程度これは補助金を渡しているものだというのが分かってくると、そういう知識を持っていくとなお一層不明瞭な制度の方向に進んでいく。最適不明瞭選択という仮説を出してくる。この最適というのは、彼らは政治経済学者ですから、彼らが立てている最適というのは得票率極大化行動の意味での最適なのですが、そういう仮説を立てていて、この仮説の行き着く先というのは彼らが言うわけですが、デッド・ウエイト・ロスがどんどん大きくなっていくブラックホールようになっていくという、本の名前にもブラックホールと書いているのですが、そういう仮説を彼らは立てていく。

私は今世紀の初め頃、昔は支出側面で補助金を渡していたのが、いつの間にか税の側面から補助金を渡していくように世界的に変わっていくのはなぜなのだろうかという疑問を持っていたときにこの仮説に触れていて腑に落ちていくわけですが、高度経済成長期の末期、歳入の伸びが鈍化した頃から歳出面から補助金を分配するという比較的誰の目にも見える手段から歳入面における租税支出、つまり、タックス・エクスペンディチャー、ここでいう租税特別措置を通じて補助金という見えにくい手段に変化していったという文章を私は今世紀の初め頃、書いていたのですが、それ以降、一層不明瞭さを増していったようにも見えたりもします。

ということで、アダム・スミスという人は、親方がもうけるために日頃どうい
くことをしているかということをよく分かっておりまして、いっぱいそういうことを書い
ているのですが、そういう観点を参考にしますと、私は今日も言われていた租税の3
原則、公平・中立・簡素を満たすことこそが実は成長志向の法人税だと言うこともで
きるのではないかと考えております。ということでEBPM関係の話は大変ですが、やっ
てもらわないと困る話ですので、とても重要なところだと思っておりますので、ぜひ
前向きに進めてもらいたいと思います。

もう一つ、年金関係ですが、2013年の社会保障制度改革国民会議には、「公的年金
等控除や遺族年金等に対する非課税措置の存在により、世帯としての収入の多寡と低
所得者対策の適用が逆転してしまうようなケースが生じている」とあります。といっ
ても、この問題に関わる事柄は複雑に絡み過ぎていて、どこから取りかかっても行き
詰まるのではないかと考えるのが私の実感なのですが、加えて、公租公課の話も関係
してくるので、これは税の問題なのか、年金の問題なのかということもあります。

しかし、この方面が抱えている課題は大きいですので、今回は来年が5年に一度の
年金改革になっています。せめて高齢期の就労と年金をめぐる調整については、長年
の懸案事項となっている年金の高在老と高所得者の年金控除等を関係づけて課題の解
決に向けて先に進めてもらえればと思っております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、奥平委員、お願いいたします。

○奥平委員

ふだんは厚生労働省であったり経産省であったり総務省から調査票データを御提供
いただきまして、そちらのデータを使って政策評価ということを労働市場関連の政策
について行っております。その観点から、EBPMについて御意見を申し上げたいと思
います。

本日のEBPMの資料の17ページに令和6年度税制改正大綱の中の言及といたしまして、
政策効果の検証の質向上が不可欠であるというように書かれておりました。私は、こ
の質の向上の突き詰めた究極的な意味は、国民の皆様の信頼を得るというところにあ
るといように考えております。国民の皆様の信頼を得るといことはどういうこと
かと申しますと、ある程度研究者も納得してくれるような因果関係の意味で正確であ
ったり、あるいはヒストグラム、バンチングの図のように分かりやすいようなもので
あったりといったことが考えられると思います。これを考えて振り返ってみたときに
昨年度、新しく取組として勉強会としてEBPMの取組が行われたということなのですけ
れども、こちらを見ても先生方も、現場で実際にデータを触って検証された皆
様も大変苦労されたであろうということが分かります。

1点目に、本当にこちらから現状のデータ、このセッティングから因果関係が推定できるのだろうかという疑問もございます。この点を踏まえたときに御提案したいことは、プレレジという考え方です。プレレジと申しますのは近年、社会科学の分野でよく取られている方法でして、研究を実施する前に事前にデータの収集であったり、収集方法、仮説であったり、分析方法というものをコミットして書いておいてそれを公表した上で検証を行うものです。

例えば、事前に政策のプレレジを行う、事前にどういう仮説を立てて、どういう検証を行って、どういうデータを使うのかということを考えておく。場合によってはクロスオーバーデザインあるいは段階的な適用というものを取り入れたほうが因果関係の効果検証の意味からは適切かもしれません。そういった流れというのを組み入れながら政策のプレレジを行うこともセットで今後の租税特別措置については検討されてもいいのではないのかと考えます。それが1点目です。

もう一点目は関連いたしまして法人税の今後の在り方についてです。現状の労働市場の状況、雇用規制を踏まえますと、まだまだ企業の内部留保というのは何に使われているかと申しますと、不確実性が高まったときの雇用維持のために蓄えているという側面が強くあります。また近年、株式市場の株主の投資家からのプレッシャー、規律も非常に高まっております。中長期的な成長投資も、即時的ではなく時間をかけて行われます。そういった観点を踏まえた上で法人税の今後の在り方についても検討されるべきだと思います。

ただ、租税特別措置については、先ほど御意見ありましたようにデッド・ウェイト・ロス（死荷重）を生んでいるのではないかと。つまり、仮に賃上げ税制がなかった、あるいは教育訓練給付の上乗せがなかったとしても、この賃上げは行われていたのかもしれない。そうすると、この減収分というのはデッド・ウェイト・ロスというように考えられる。その可能性というのは、今回のEBPMの勉強会の皆様が出されたデータから感じるところでありますので、今後、そういったデッド・ウェイト・ロスの可能性も踏まえた上で検討されるべきと考えております。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、増田特別委員、お願いいたします。

○増田特別委員

私からは2点、お伝えしたいと思います。

まずEBPMについてですが、賃上げについては分かりやすいと思うのですが、教育訓練費の件については上乗せ措置の要件緩和をしていただくということでした。この内容についてどういう教育内容なのかということの検証も必要ではないかということにも考えるのと同時に、具体的な研修項目の紹介などを行うことによって中小企業への

サポートになるのではないかとこのように思います。特に女性活躍支援のほか、非常勤や委託というようなケースもありますので、そうしたところへの教育訓練ということも必要なのではないかと考えます。

2つ目はデジタル化についてなのですが、デジタル化というのは誰のためのデジタル化なのかということは今後より一層国民に理解してもらう必要があると考えております。これは税の目的にもつながることであると考えます。地方税のeLTAXの推進について個人的には非常に期待しているところなのですが、個人情報とかセキュリティーというのはやはりいつでも非常に重要で不安を感じる場所ですので、特に地方自治体のデジタル化については地方自治体への信頼確保のためにもそこら辺を重要視していただければと思います。今後、納税通知書のデジタル化の推進をするに当たっても利用をさらに進めるためには、やはり丁寧で分かりやすい説明がないと利用ができないのではないかと、ハードルがあるのではないかとこのように考えております。よろしく願いいたします。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、阿部特別委員、お願いいたします。

○阿部特別委員

企業、事業者側というよりも、より具体的に狭く中小企業的な立場で発言したいと思っております。まず利益剰余金、内部留保に関連して、今日の資料で客観的な事実が示されており、私のイメージとしては皆さんが頑張って事業活動を拡大していった結果、適正な投資に回せるだけの体力がどんどんついてきているというように理解をしています。特に中小・小規模にとって資本を拡大していく唯一の自分で稼いだお金を次に投資していくということが健全に回り始めている。

一方で、現預金が少し増えているということについては必ずしも次の投資に回っていないでたまっているということも示されているわけですが、ここについてはコロナなど不測の事態を様々経験した中で、あるいはこれから金利のある世界に入っていく、過去の経験から金融機関がなかなかお貸し出しいただけないような環境になることも可能性として恐れて少しためておこうかという心理になっている企業もそれなりにあるのではないかなと思います。一言で申し上げると、ため込んでいてこれは何とかして吐き出さないといけないということでは必ずしもつながっていかないかというように改めて思っています。

租税特別措置の中でも特に中小企業税制に関してですが、前回は発言いたしました、中小企業・小規模事業者に何を期待されていて、その期待をしていることを税であれば税制、政策、法律で表現をしていく。どんなインセンティブを中小企業・小規模事業者に与えるべきか。雇用、イノベーション、研究開発、設備投資、あるいは社会全体のDX化など期待することをうまく政策の中で表現をしていただけるといいのだ

ろうというように思います。

納税環境整備についてですが、一言で言うと取り残される人が起きないようにぜひお考えをいただきながら全体のバランスを取っていただけるとありがたいなと思います。電帳法、あるいはインボイスの導入のときにもそうなのですが、どんどん社会が変わる中で、常識も変わり、DX化が進んでいく中で、こういうように頑張っただけというだけで推奨を強くしていくということについては全く問題ないと思うのですが、義務化が進んだ瞬間についていけない人たちが現れて、結果的に取引から排除される、廃業に追い込まれるような短期的な弊害が起こるといえるのは実証済みであり、それこそエビデンスベースで現場の様子を御確認いただきながら、どういうところに配慮していかないと、DXまっしぐらに行くと危険かということについて先生方にも御議論をぜひいただきたいと思います。

最後ですが、DX化との兼ね合いの中で、印紙税。デジタル化が進む中で印紙税をどう思うのかということについても御議論の中に入れていただけると大変ありがたいと思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員

私の専攻である行政学あるいは政治学の立場から、今日はデジタルと納税環境整備に絡んで今後の税制改正の在り方についてざっくり発言したいのですが、今日、皆さんから御意見ありましたとおり、デジタル化となってビッグデータも使えるようになってEBPMに非常に力を入れていくというのは私も大賛成で、先ほど指摘もありましたが、いろいろ解説不明なところに逃げてきたがる政治的な流れもあるかもしれませんが、そこになるべくメスを入れていく方向で努力するというのは賛成です。しかし、同時に、社会はやはり複雑で、制度改正をしてから成果が出るまで時間がかかるものです。これは分析にかかるのもあり、国民に定着するまでに時間がかかるというようなものもあり、EBPMを待つとどうしても時間がかかり過ぎて手後れになってしまうものがあるのも事実だと思います。

一方で、デジタル化、グローバル化の中で1年を待たずして瞬時に税制としても対応していかないと手後れになってしまうというようなものも生じつつありまして、こういうようなものについては1年のタイムスケジュールではなく、より俊敏に何かの客観的な事実認定をもって政策に移していくということが必要になっている時代ではないかと思っています。これは納税環境のシステムの観点からしますと、デジタル化が進む中で結局対応するのにどうしても大規模なシステム改修が必要になるようなものについては今の状況ですと、やはりできれば数年に1回ぐらいにしてほしいという

気持ちがあります。逆にデジタル環境が整ったものについては割と瞬時に軽微に柔軟に対応できるということが可能になる。

EBPMの観点からすると、因果関係をしっかり確定して相関関係を確定しなければならぬようなものとKPIの傾向値を見るだけで一定の警告が出せるものが分かれてくると思いますので、その事実認識を仕分けすると同時に、その個別の認識、政策まで行かずに事実認識が正しいかについてはもう少し短期なものに関しても政府税調として組織的に対応できる余地があるのではないかを考えていただきたいと思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

次は武田特別委員、お願いいたします。

○武田特別委員

3点とも非常に重要な論点だと思いますが、働き方に中立な税制とEBPMについてコメントしたいと思います。

1点目、ライフコースや働き方の選択を公平・中立・簡素、こうした体系にしていくことが基本的な目指す方向性ではないかと思います。資料にもありましたように、円滑な労働移動が重要性を増している中で、退職所得課税についての検討が必要と考えます。加えて、税制の存在自体が人々の意識にも影響し、結果的に中立でない面も踏まえると、ライフコースや働き方に中立な税制の構築という観点において、本日の資料には記載が無い配偶者控除についても論点の一つになり得ると思います。

2点目、EBPMについて非常に重要だと思っており、前回も意見として述べたところです。そうした中で、既に法人税のEBPMに関する勉強会が開かれその成果を共有いただき大変感謝しております。他の委員も御指摘のように、まだ十分ではない検討の部分あるいは因果関係の部分については、私も同様の感想です。今も御意見にあったとおり、スピードという観点も重要で、改善ができるところは改善していくことと、3点目で御報告いただいた事項ですが、納税のデジタル化を同時にスピード感を持って進めて、ミクロのデータを蓄積していくこと。設計をする段階でどのようなデータが必要かを踏まえてデジタル化も進めていくことができれば、最終的にはそのスピードをあげるとともにEBPMをより充実していくことができると考えます。

3点目、教育訓練費の上乗せ特例適用企業について適用が低い結果は大変興味深く拝見しました。今後の議論としては、教育訓練費の支援の対象をどこに行うのか、企業、または個人か、こうした点も議論、論点になると思います。効果が出ない施策について、より効果が出るように施策を見直すことも時として必要であるとともに、どのような体系で教育訓練、リスキリングを促していくのが望ましいのかといった視点も必要ではないかと感じた次第です。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、山口特別委員、お願いいたします。

○山口特別委員

私から2点、海外との比較などについて少しお話しさせていただきたいのですが、AIの受容性のような海外データがありまして、実は様々な指標があり、様々な人が評価しているのでこれが完璧とは言い難いデータではありますが、インドネシアがトップで受容してもらえて日本が最下位だった大体16か国ぐらいを比較しているものがあります。つまり、AI的に出してもらったものに対して日本人はそれを受け入れない傾向にあるという結果があります。それを踏まえますと、先ほど分かりやすいなど様々なコメントがありましたが、AIが出しましたというのはいまいち受け入れてもらえない可能性がある。そういった日本人なりの受け入れる受容性の可能性も考慮に加味した上で少しデジタル化について考えるべきではないかというのが1つ目。

2つ目は、デジタル化を進めるのはとてもいいことだと思っており、基本的には大賛成なのですが、コロナ禍で行ったZoomの相手方とどのぐらいコミュニケーションが取れたかというところはいっぱいあったと思います。大体10分の1程度まで情報量が落ちると言われています。だから、コミュニケーションを取って、今まで目の前で会った人に対して10分の1程度になってしまう。つまり、税金をデジタル化で納めている人は効果が10分の1ぐらいに減ってしまうわけです。そこも加味して別の手段で税金のありがたみみたいなものを伝えていくことを考慮しなければ、なかなかデジタル化を進めれば進めるほど税金の在り方の価値が下がっていくということは考えたほうがいいのではないかと思います。

そういうことを考えていきますと、デジタル化をすればするほど、今まであった自分で頑張って資料をそろえて申告する状況から世界を一変することできる。ある意味、先ほど個人情報とかの話が出たので言いにくいですが、基本的にはトラッキングができますから、ユーザーさんには全く負担なく全ての税金の税を、ここでの言い方が正しいか分からないのですが、賦課課税方式のように勝手に国が決めて本来は出せるはずだと思います。そういうように出せるはずで、そういうようにした方がユーザーの負担が少なくなるが、逆にそうすればするほどありがたみみたいなものは減っていくので、そのバランスをどう考えていくかというのが難しいテーマだと思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、秋池特別委員、お願いいたします。

○秋池特別委員

2点ございまして、1つはEBPMについてなのですが、これも非常にすばらしい取組

みだと思います。そういった中で、法人に関わるような部分は必ずしもすぐに効果が出るものではないことや、あるいは社会の背景が変わることによって、今まではやらなかったが、いよいよやろうかというような感じで時機が来て取り組みが始まるというような類いのものもありますので、そういった背景なども踏まえながら考え方を深められると良いと思いました。

そういった中で、税によって行動を誘導するような類いのものも様々あるかと思いますが、一方で、企業というのは非常に多様で状況が一律でないというところもありますので、民間に裁量を持たせたほうがよいというような類いのものもあります。これは非常に難しいと思いますが、せっかくこれだけの分析をしていただいたので、宮永特別委員などもおっしゃっておられましたが、一つ一つの分析の因果関係というものについてもぜひ深めて、よりよい税のありようになるとよいと思いました。

それから、もう一つ、国税庁の業務量が増えたところについて、やや絶望的に増えている感じがしましたが、そういった中で必要性の高いところに集中していく、デジタルも活用しながらそれをやるということは、国税庁が歴史的に維持してこられた正確性というものを維持しながら、同時に効率化も行うということで非常によい方向性だと賛同するものであります。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、櫻井特別委員、お願いします。

○櫻井特別委員

私からは、今回も若者から話を聞く中で最近驚いたことを中心にお話しさせていただきます。先日、30歳以下の若者向けにキャリアについてのお話をさせていただいたのですが、結婚したら制度的にあまり働かないほうが得なのですよという質問がありました。

少し驚きまして、前回の議論の中で配偶者控除のお話があり、その質問をしてくださった方だけがそう思っているのかなというように思いましたのでちょっと質問してみたら、参加者が20名ほどいる中で男女合わせて半分ぐらいの人がそういうように潜在的に思っているところがありまして、何でそうやって思うのか聞いてみたら、親が言っていたから、親がそうであった、あとネットに書いてあったというように言っていて、結構10代の方も多かったのですが、そうかと思ったのが率直な感想でして、前回は制度上の壁はないというようなところがありましたが、前回の議論後、ネットの記事やSNS等でいくらを超えると損するや、配偶者控除を見直ししていくのはどうなのかと様々な御意見があったと思うのですが、やはり心理的な壁が未だにあると思いました。思い込みに近いことだと思いますので、こちらに関しては早急に手をつけていく必要があるというように思います。

もう一点が、比較的若い世代は働き方やライフコースが多様になっていると思います。私自身も新卒でベンチャー企業に入りまして2年間働き、その後、フリーランスになり、そして、NGOの職員をやり、フリーランスになり、今年、起業しました。社会人になってから7年ほどで非常に多様な働き方を経験いたしました。配偶者控除に限らず、これまでの制度がこれからの様々な選択をする人など世代の妨げにはなっていないというように思いますので、若い世代の状況も踏まえてぜひ議論していただけたらと思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、清家会長代理、お願いいたします。

○清家会長代理

事務局から資料の御説明をいただいて、私も大変勉強になりました。時間もありませんので、その中で、やはり皆さん強調されたEBPMの推進について、事務局でも積極的にいろいろと進めていただいていることは大変大切だと私も思いました。

今日最初に主税局河本税制第三課長から御説明いただいた資料の15ページなどを見ますと、例えば賃上げ促進税制の効果についてはかなり明確なエビデンスを得つつあるようにも見えます。これまでの研究でも賃金上昇というのは大きく3つの変数、すなわち、企業の支払い能力、労働市場の需給バランス、個人あるいは労働組合の側からの生計費維持の要求の強さに依存して決まるということは繰り返し確認されていましたが、15ページのマクロデータによる賃金の決定要因分析を見ましても、実際、それらを代表している生産性の成長率や、失業率、あるいは物価上昇率の変数はそれぞれ統計的に有意に推計されていて、これまでの分析結果をまさに裏書きしているものと思われました。

それに対して、この賃上げ税制の効果を示す変数のパラメーターは統計的には有意に推計されていません。このt値、0.35のレベルでは、何か影響があるということは絶対に言えないような低いt値ですので、その意味では今、申しましたような、支払い能力や、労働市場の圧力、あるいは生計費といったような他の条件を一定にコントロールした下で、賃上げ促進税制の効果は疑わしいということ強く示唆するわけで、何人かの委員も言われたように1.3兆円のコストをかけてこの制度を維持することについては、制度を見直すべきだということ強く示唆する結果だということにも思います。

しかし、一旦始めた制度を見直すというのはそんなに簡単にはできないわけで、より説得力のあるエビデンスをさらに示していく必要はあると思います。そこで、佐藤主光特別委員から出された意見書を拝見しますと、difference in differences analysis、佐藤委員はDID的な分析というように言っておられますが、そういうよう

なものが可能なように税務データを整備して、さらに分析を深めてはどうかというように書かれてあって、私も全くそのとおりに思います。

つまり、EBPMを進めていく際のプロセスとしては、例えば今回のようにマクロデータでまずざっくりとした分析で、効果はやや怪しいという当たりをついたならば、さらにマイクロデータを整備してより精緻な分析を行って、はっきりと効果がないことを示して、エビデンスに基づいて制度の見直しを進めていくということ。マクロデータで当たりをつけてマイクロデータで決め打ちをするプロセスを進めていくことがEBPMを推進していく上で大切というように今日の報告を承って思いました。

以上です。

○翁会長

皆様、どうもありがとうございました。

意見交換の時間は終了したいと思います。本日も大変有意義な意見交換ができたと思います。多くの貴重な御意見、御議論を賜りましてありがとうございました。

最後に、本日の議論も踏まえて政府税調の今後の進め方につきまして私から皆様にお諮りさせていただければと思います。資料を画面に投影させていただきます。御覧いただきますように「専門家会合の設置等について（案）」というペーパーを用意させていただきました。内容について説明させていただきます。

前回及び本日の総会において、多くの皆様から御意見いただきましたが、総会における議論の前段階として、より専門的・技術的な見地からのファクトの整理や論点の深掘りなどを行うことが今後の総会における議論を効果的・効率的に行う上でよいかと思っております。こうした観点から、総会での議論の素材を前もって整理するため、『税制のEBPMに関する専門家会合』、『活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合』、『経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合』という3つの専門家会合を設置してはどうかと考えております。

それぞれの専門家会合で扱うことが想定されるテーマに関しては、まずEBPMに関しては、政府全体としてもEBPMの取組が進む中で、税制全般についても客観的なデータの整理や効果検証の手法など、その有効性の検証に関する議論を専門的な見地から行っていくことが重要だと思っております。

次に、『活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合』に関してです。個人所得課税については、前回、今回の会議において、配偶者控除をはじめとする基礎的な控除も含め、経済社会の変化を踏まえた見直しを行うべきという御意見をいただきました。私としても、個人所得課税については全体を俯瞰した分析・検証を行いつつ、基礎的な控除を含めた見直しを議論していくことが必要であると考えております。その際、財政が厳しいから財源確保といった視点ではなく、純粹に働き方への中立性や活力・公正といった観点から、経済社会の変化に対応できるよう検討していくことが重要であると思っております。

その上で、退職金や年金に係る課税については、夏頃と聞いている公的年金の財政検証を受けて速やかな検討が必要であることや、内容としても今日も御議論ございましたが、退職所得課税や公的・私的年金制度など高い専門性が求められることから、「長寿税制」について専門家会合を設置して、総会での議論のための素材を整理いただくことがよいのではないかと考えております。

その際、本件はライフコースを通じた働き方や、長年にわたり形成された期待を伴う高齢期の人生設計に関わる問題であるということも踏まえて、制度見直しの影響に十分に留意して議論いただく必要があると考えております。

なお、前回、今回の総会で多くの御意見をいただきました配偶者控除については、私もその在り方をどう考えていくかは働き方に中立的な税制を構築していく上で非常に重要なピースであり、その他の控除制度とも合わせてエビデンスを持って丁寧に議論していくべきものであると考えております。

こうした個人所得課税全体にわたる課題について税調でどのように議論していくかについては、委員の皆様御意見もしっかりと受け止め、先ほど申し上げた問題意識を持って考えていきたいと思っております。

『経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合』については、従来から税務手続や適正・公平な課税・徴収の在り方等について御議論いただいておりますが、これに加えまして、デジタル技術の急速な発展により、私たちの生活、経済活動にデジタル・トランスフォーメーションといった大きな変革が今後も生じていくと考えられることから、経済社会のデジタル化を踏まえた税務・税制の在り方についても併せて専門的な観点から幅広く御議論を行っていただきたいと考えております。

以下、各専門家会合に共通する運営面に関してですが、各座長については、私が指名させていただければと思っております。また、座長以外の各専門家会合のメンバーについては、私が各座長とも御相談の上、指名させていただきたいと思っております。その際、外部有識者の参加の可否も併せて座長に御相談したいと考えております。

各専門家会合の議事は座長が整理することとし、そのほか会議運営に関して必要な事項については座長が各専門家会合に諮って決定していただきたいと考えております。

最後に、各専門家会合における議論は、適宜のタイミングで総会に報告を行っていただくこととし、その総会の場で改めて委員の方に御議論いただければと思っております。

以上でございますが、この専門家会合の設置等（案）につきまして、皆様、御賛同いただけますでしょうか。

（首肯する委員あり）

○翁会長

ありがとうございます。

それでは、引き続いて、私から各専門家会合の座長を指名させていただきます。

『税制のEBPMに関する専門家会合』の座長には赤井伸郎特別委員を、『活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合』の座長には佐藤英明特別委員を、『経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合』の座長には岡村忠生特別委員をそれぞれ指名させていただければと存じます。

赤井特別委員、佐藤英明特別委員、岡村特別委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議につきましては、この辺りで終了したいと思います。各専門家会合の設置の詳細につきましては、後日、改めて御報告させていただきます。

本日の会議の内容は、この後、私のほうから記者会見で御紹介したいと思います。

次回の開催日時などに関しましては、正式に決まり次第、改めて事務局から御連絡申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございました。

[閉会]